

県立病院ではたらく仲間をつなぐ

2019. 9. 13

No.118

愛知県病院事業庁職員組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1

愛知県東大手庁舎内

電話(052)212-8031 FAX(フリアクス)0120-930-340

メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp

発行責任者 上田 一郎

# 病院組合ニュース

## 看護師夜勤免除の 取扱い交渉

9月10日、病院事業  
庁と「看護師の夜勤免  
除の取扱い」（健康管  
理区分による）につい  
ての最終交渉を行いま  
した。

3月27日に病院事業  
庁から「見直し」を提  
示され、組合分会委員

会々組合員からの意見・  
要望を取りまとめて、  
①健康に不安のある  
職員へ過度の負担とな  
らない。

②一緒に働く職員が  
安心して夜勤が行える  
こと。  
などを病院事業庁に主

2019年9月10日

### 県立病院看護師の夜勤免除の取扱いに関する 病院事業庁との口頭確認事項

- ・C1区分の職員については、今後も夜勤免除の対象とする。
- ・2人体制の時間帯では、C区分の職員の夜勤実施について原則対象外とする。
- ・C区分の職員に夜勤を実施させる場合、実施回数や、一緒に夜勤を行うスタッフの人選等十分配慮する。
- ・実施の可否については、本人や師長の判断だけではなく、周囲のスタッフの意見を聞いた上で判断する。
- ・夜勤実施後においても、一緒に夜勤を行ったスタッフから意見を聞くなど、夜勤を継続することが可能か確認する。

### 変更前

- 健康管理区分「B」  
夜勤不可
- 健康管理区分「C1」～「C3」  
原則夜勤不可  
ただし、師長の判断で夜勤を行う  
ことも可能となる。
- 健康管理区分「D」  
夜勤を行う  
ただし、師長の判断で夜勤を行わ  
せないこともある。

### 変更後

- 健康管理区分「B」  
夜勤不可
- 健康管理区分「C1」  
原則夜勤不可
- 健康管理区分「C2」「C3」  
夜勤を行う  
ただし、職員本人から「夜勤不可」の診断書等  
が出された場合は夜勤を行わせない。その場  
合は定期的に状況を上司に報告する。
- 健康管理区分「D」  
夜勤を行う  
ただし、職員本人からの申出に基づき上司判断  
で夜勤免除となる。

張ってきました。  
この夜勤免除の取扱  
いは、10月から開始さ  
れる予定です。  
組合員自身の健康状  
態を把握して、適正な  
健康管理区分で勤務す  
るようにつけてください。

今回の取扱いの見直しで健康管理区分の変更が必要になる場合があります。

健康管理区分の変更には、本人が申請を行う必要があります。

## 年次休暇の 時季指定の交渉

9月10日、病院事業  
庁と「年次休暇の時季  
指定」についての交渉  
を行いました。

労働基準法が改正さ  
れ、2019年4月か  
ら年10日以上、年次休  
暇が付与される職員に  
対し、年5日について  
は、使用者が時季を指  
定して取得させること  
が義務づけられました。

4月からこれまでに  
請求・取得日数が5日  
(時間年休を含まない)  
に満たない職員は、そ  
の不足する日数を職員  
の意見を聴取して時季  
指定されることになり  
ます。

年次休暇は義務の5  
日だけの取得ではなく、  
それを超える日数を職  
員本人から計画的に取  
得してほしい旨を交渉  
で確認しました。

